

伝法地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、伝法地区まちづくり協議会と称し、事務局を伝法まちづくりセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、地区住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、地区共通の課題の解決に努め、各種地区団体と密接な連携を図りながら、ふれあいのある心豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地区の課題の把握や情報の発信
- (2) 地区の課題解決に向けての協議及び事業の実施
- (3) 伝法地区まちづくり行動計画の策定及びそれに基づく事業の実施
- (4) 住民相互のふれあいや連帯感を深めるための諸行事の実施
- (5) その他組織の目的達成のために必要な活動

(構成)

第4条 本会は、次に掲げる団体等で構成する。

- (1) 町内会連合会
- (2) 福祉推進会
- (3) 交通安全協会富士地区支部伝法分会
- (4) 民生児童委員
- (5) 悠容クラブ連合会
- (6) 伝法小学校PTA
- (7) 吉原第一中学校PTA
- (8) 子ども会世話人連絡協議会
- (9) 伝法ジュニアリータースクラブ

- (10) 防災指導員
- (11) 防災会長会
- (12) 伝法小学校避難所運営委員会（町内選出）
- (13) 吉原第一中学校避難所運営委員会（町内選出）
- (14) 消防団第3分団
- (15) 保護司会
- (16) 子どもの安全を守る委員会
- (17) 防犯パトロール隊
- (18) 交通指導員
- (19) 伝法子どもと遊ぶ会
- (20) スポーツ推進委員
- (21) 緑化指導員
- (22) 伝法保育園
- (23) 富士リズム幼稚園
- (24) 松の実保育園
- (25) 杉の木保育園
- (26) ボーイスカウト富士第4団
- (27) 環境衛生自治推進協会
- (28) 富士市まちづくり地区担当班
- (29) 体育部（町内選出）
- (30) 青少年育成部（町内選出）
- (31) 成人教育部（町内選出）
- (32) 遺族会

2 構成団体等のうち、(12) 伝法小学校避難所運営委員会(町内選出)、(13) 吉原第一中学校避難所運営委員会（町内選出）、(29) 体育部（町内選出）、(30) 青少年育成部（町内選出）及び(31)成人教育部（町内選出）は、各町内会から選出された人員で構成し、第9条で示す部会等に属するものとする。

第2章 役員及び監事

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部会長 5名
- (4) 総務会長 1名
- (5) 総務副会長 1名
- (6) 会計 1名
- (7) 副会計 1名

(監事)

第6条 本会に、監事1名以上を置く。

(役員及び監事の選任)

第7条 役員（部会長を除く）及び監事は、総会において選任する。

2 部会長は、部会において互選する。

(役員及び監事の職務)

第8条 役員及び監事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- (4) 総務会長は総務会を統括する。また、会全体の円滑な運営を図るため、各部提出の議案その他を総合的に調整する。
- (5) 総務副会長は総務会長を補佐し、総務会長に事故があるとき又は総務会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (6) 会計は、本会の出納に関する一切の業務を処理する。
- (7) 副会計は、会計の出納処理を補佐する。

(8) 監事は、本会の業務執行及び事業の会計事務を監査する。

(役員及び監事の任期)

第9条 役員及び監事の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 部会等

(部会等)

第10条 本会に次の表の左欄に掲げる部会等を置く。部会等は、それぞれの下欄に掲げる団体等から構成される。

部 会 等	団 体 等
総務会	役員経験者等 会務に精通する者の中から会長が選任し、総会で承認を得るものとする。※三役会、役員会、運営検討会議、企画広報局（わいワイクラブ）イベント実行委員会、地域学校協働本部（C S・伝法小学校運営協議会、伝法小学校PTA、吉原第一中学校PTA、伝法保育園、富士リズム幼稚園、松の実保育園、杉の木保育園）
町内会連合会	伝法地区18町内会
体育保健部会	体育部、スポーツ推進委員、参与
子ども育成部会	青少年育成部、成人教育部、子ども会世話人連絡協議会、伝法ジュニアリーダースクラブ、伝法子どもと遊ぶ会、ボイイスカウト富士第4団、参与
安全部会	交通安全協会富士支部伝法分会、交通指導員、防犯パトロール隊、子どもの安全を守る委員会、参与
福祉環境部会	福祉推進会、民生児童委員、保護司会、悠容クラブ連合会、遺族会、環境衛生自治推進協会、緑化指導員、参与
防災部会	防災指導員、防災会長会、伝法小学校避難所運営委員会、吉原第一中学校避難所運営委員会、消防団第3分団、参与

2 部会に、部会長1名、参与（アドバイザー）若干名を置く。ただし、町内会連合会を除く。

第4章 総会

(総会)

第11条 総会は、本会の最高議決機関であり、構成団体等の代表者（本章において、以下「代表者」という。）をもって構成する。

(総会の機能)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告並びに収支予算及び収支決算に関する事項
- (2) 地区別行動計画の策定及び見直しに関する事項
- (3) 役員（部会長を除く）の選任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) 役員会に委任する事項
- (6) その他の重要な事項

(総会の開催)

第13条 通常総会は、毎会計年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全代表者の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第16条 総会は、代表者の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第18条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代表者は、書面をもって表決し、又は他の代表者を代理人として表決を委任できる。

2 前項の場合における第16条及び第17条の規定の適用については、その代表者は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代表者の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第5章 役員会

(役員会の構成)

第20条 役員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 部会長
- (4) 総務会長
- (5) 総務副会長
- (6) 会計
- (7) 副会計

(役員会の機能)

第21条 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第22条 役員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全役員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(役員会の招集)

第23条 役員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第1項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集する時は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の定足数)

第24条 役員会には、第15条から第17条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「代表者」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 会計

(経費)

第25条 本会の経費は、会費並びに補助金その他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第26条 本会の事業計画及び予算は、部会長等からの報告をもとに会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第27条 本会の事業報告及び決算は、部会長等からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第29条 この規約の変更は、総会の議決を得て行う。

第8章 雜則

(顧問・相談役)

第30条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

2 顧問・相談役は、役員会の議を経て会長が委嘱し、会務に関する助言の任にあたる。

(情報の公開)

第31条 本会の運営及び事業等に関する情報については、構成団体に対して積極的に公開するよう努めるものとする。

(委任)

第32条 この規約の施行に関し必要な細則については役員会にて決定する。

(附則)

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

平成27年5月22日 一部改正

平成29年4月28日 一部改正

平成30年4月27日 一部改正

令和4年5月10日 一部改正

令和5年5月9日 一部改正

令和6年5月14日 一部改正

令和7年5月13日 一部改正